

第 1 回  
新市の事務所の位置等検討小委員会  
会 議 録

開会 平成16年4月9日(金)

閉会 平成16年4月9日(金)

那賀5町合併協議会

第1回新市の事務所の位置等検討小委員会索引	
付 議 議 件 名	頁 数
1 . 開 会	1
2 . 委員の紹介	"
3 . 事務局職員の紹介	2
4 . 委員長及び副委員長の選出について	"
5 . 委員長挨拶	3
6 . 会議録署名委員の指名	"
7 . 協議事項	
( 1 ) 小委員会の運営方針について	3
( 2 ) 新市の名称の選定方法等に関することについて	4
( 3 ) 新市の事務所の位置の選定に関することについて	1 4
8 . その他	2 8
9 . 次回開催日程等について	"
1 0 . 閉会	"

第1回新市の事務所の位置等検討小委員会会議録

開催年月日	平成16年4月9日(金)		
開催場所	粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室		
開会及び閉会時間	開会 午後1時29分	閉会 午後3時20分	
会議録署名委員	根来公士	大西洋太郎	
議長	山下忠男		
出席並びに欠席委員  出席 16名 欠席 0名  凡例 出席 × 欠席	委 員 氏 名		出欠
	委員長	山下忠男	
	副委員長	原延治	
	委員	根来公士	
	委員	木戸昌明	
	委員	奥順司	
	委員	服部一	
	委員	高橋一正	
	委員	大西洋太郎	
	委員	東健兒	
	委員	藤田佐代子	
	委員	大森道夫	
	委員	西平美和	
	委員	中村慎司	
	委員	高田英亮	
委員	田村美代子		
委員	堂本正秀		
合併協議会 事務局	事務局長	黒田敏弘	
	事務局次長	奥谷敏夫	
	事務局参与	小島大	
	総務課長	栗山房大	
	調整課長	狭間秋友	
	計画課長	岩坪純司	
	総務課長補佐	半田雅己	
	総務課長補佐	乾浩二	
	総務課長補佐	栗本宗彦	
	総務課係長	中村健	
会議の経過	別紙のとおり		

事務局  
( 総務課長  
栗山房大)

皆さんこんにちは。ご案内の時間となりましたのでただ今から第1回新市の事務所の位置等検討小委員会を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。それでは早速会議に入らせていただきますが、まだ委員長が選出されておられませんのでそれまでの間、私総務課の栗山でございますが進行役を務めさせていただきますと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それから会議資料のご確認でございますが委員の皆様方には事前に資料を配付させていただいておりますが、本日お持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら事務局の方までお申し出いただきたいと思っております。それからまた本日、追加資料といたしまして別添資料を配付させていただいておりますのであわせてご確認をよろしくお願いいたします。

それから会議録作成の関係上発言の際には、事務局職員がマイクを持ってそばの方に参りますので必ずマイクを通してご発言をいただきますようお願い申し上げます。

また携帯電話についてでございますが、会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議には各町の合併担当課長にオブザーバーとして同席をいただいておりますが、委員の皆様方にご了承を賜りたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。

ちょっと今これワイヤレスマイクが同調してましてですね、隣の施設の方の声が入ってますんで、ちょっとお聞き苦しいかもわかりませんが、けれどもご容赦願いたいと思っております。ちょっとこう話やってる方もものすごい耳元で入りますんで本当にちょっとお話申し上げにくいんですけどもよろしくお願いいたします。

それでは会議次第第2番目の委員の紹介に移らせていただきます。なお席順につきましては建制順にお座りいただいておりますのでご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

私の方からお名前を読み上げさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それではまず、打田町の根来公士様です。

同じく打田町の木戸昌明様です。

同じく打田町の奥順司様です。

粉河町の服部一様です。

同じく粉河町の高橋一正様です。

同じく粉河町の大西洋太郎様です。

那賀町の東健児様です。

同じく那賀町の原延治様です。  
同じく那賀町の藤田佐代子様です。  
桃山町の山下忠男様です。  
同じく桃山町の大森道夫様です。  
同じく桃山町の西平美和様です。  
貴志川町の中村慎司様です。  
同じく貴志川町の高田英亮様です。  
同じく貴志川町の田村美代子様です。  
それから那賀振興局の方から堂本正秀様です。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。  
続きまして事務局の職員のご紹介をさせていただきます。まず私の一番近くの方からでございます。  
事務局長の黒田敏弘でございます。  
事務局の次長で奥谷敏夫です。  
事務局の参与で小島大でございます。  
それから調整課長の狭間秋友でございます。  
それから計画課長岩坪純司でございます。  
それからこの小委員会を担当させていただきます総務課の職員でございますが、課長補佐の半田雅巳でございます。  
同じく課長補佐の乾浩二でございます。  
同じく課長補佐の栗本宗彦でございます。  
係長の中村健でございます。  
そして、私総務課長の栗山でございます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。  
それからですね、ちょっと資料の3ページお開きいただきたいと思うんですけども、申し訳ないです、2ページでございます。事務局職員の欄があるんですが、その中で調整課長の狭間課長の名前がですね印刷が実は秋友なんですけども友秋とこう逆になっておりますので、ご訂正よろしくお願いいいたします。  
それでは続きまして会議次第第4番の委員長及び副委員長の選出に移らせていただきます。3ページをお開きいただきたいと思えます。那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程第4条第1項の規定に基づきまして、委員長、副委員長を選出していただくものでございます。なお、選出方法につきましては小委員会規程第4条第2項で委員の互選により選出する旨規定されてございます。それではまず委員長の選出につきましてご協議をよろしくお願ひ申し上げます。  
(「事務局案はございませんか」の声あり)  
ただ今事務局案というご発言がございましたが、事務局の方で腹案を

<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>用意してございますので、事務局案をご提案させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局案を申し上げます。委員長に桃山町の山下委員を、それから副委員長に那賀町の原委員をそれぞれ選出していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは、委員長には山下委員、副委員長には原委員ということでどうぞよろしくお願い申し上げます。委員長が選出されましたので小委員会規程の第5条の第3項、会議の議長は委員長が務めるということで規定されておりますのでこれ以降の議事進行につきましては、山下委員長をお願いいたしたいと存じます。委員長は議長席の方までよろしくお願い申し上げます。不慣れな司会でございましたが委員の皆様方のご協力をいただきまして無事議事を進めることができました厚く御礼申し上げます。ほんとうにありがとうございました。</p> <p>ただ今先輩諸氏委員の皆さんご在席の中で事務局から委員長の就任を、また原副委員長と共々就任を指名いただきましたので、大変僭越でございます。この重要な委員会の委員長としての職務を全うすべく努力いたしたいと思っております。各委員のご協力をお願い申し上げますご挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>会議は予定通り進めてよろしいですか。はい。それではお手元に用意をいたしております。本日の委員会の議事内容について説明をさせていただきますが、本日の出席議員は委員全員であります。従って小委員会規程第5条の2項の規程で3分の2以上の出席をいただいておりますので会議は成立し、ただ今より委員会を議事を進めさせていただきます。なお引き継ぎまして会議次第第6番の本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきます。打田町根来公土委員、粉河町大西洋太郎委員、お二人をお願いを申し上げたいと存じます。</p> <p>会議次第に予定いたしております協議事項についてまず小委員会の運営方法についてあらかじめ委員の皆さん方に相談を、ご相談をしておきたいという用意をいただいておりますので事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局 (総務課長補佐 栗本宗彦)</p>	<p>失礼します、総務課の栗本です。私の方から説明させていただきます。小委員会の運営方針についてですが、新市の事務所の位置等検討小委員会の運営方針につきましては、去る3月30日の第1回合併協議会で、議決していただきました、那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程によるものとし、これらに定める事項以外の小委員会の会議の運営につきましては、那賀5町合併協議会会議運営規程、那賀5町合併協議会会議録等閲覧に関する要項の規程を準用する、ということ</p>

<p>委員長 (山下忠男)</p> <p>事務局</p>	<p>で進めていきたいと考えております。</p> <p>このことにより、協議会と同様に会議は原則として公開とし、傍聴も許可し、会議録の閲覧も許可していくということになります。</p> <p>次にこの新市の事務所の位置等検討小委員会の所掌事項につきまして、小委員会規程4ページになりますが、小委員会規程第2条に規定されてますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市の事務所の位置の選定に関する事</li> <li>(2) 新市の名称の選定方法等に関する事</li> <li>(3) 町名・字名の取り扱いに関する事</li> <li>(4) その他必要な事項</li> </ul> <p>となっております。</p> <p>また、小委員会は最終の議決機関ではなく、会議の内容、結果については、協議会に報告し、協議会で決定されます。ということにご留意ください。</p> <p>また4ページの図の通り提案しています協議事項につきましては、あらかじめ幹事会にも提案させていただいております。以上です。</p> <p>はい、ただ今委員会の、本小委員会の運営方法について事務局から説明をいただきました。基本的にはこの運営方法について進めさせていただくことについてご意見ございませんか。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、この方針に従いまして運営を進めさせていただくことを決定させていただきましたので、次に進めさせていただきます。</p> <p>お手元に用意しました今日の小委員会の運営方針に続きまして、新市の名称の選定方法に関する事、新市の事務所の位置の選定に関する事について協議事項としてご提案いたします。この2つの議案については、協議事項については、どちらを先に協議を進めるかについて、委員長としてあらかじめ各委員の皆さんにご意見を受け賜ったうえで、事務局は新市の名称の選定からということですので資料の配付を終わっておりますが、極めて重要な問題2つでございますので前後はいたしますけれども、この件についてはやはり委員会にお諮りしてから進みたいと思うのでこの通りよろしいか、どちらを先にするかちょっとご相談、協議をさせていただきます。</p> <p>よろしいですか。はい、それではお手元の資料の通り新市の名称の選定方法に関する事でご提案の趣旨説明を事務局からお願いをいたします。</p> <p>それでは新市の名称の選定方法等に関する事について5ページをご</p>
----------------------------------	---

<p>(総務課長補佐 栗本宗彦)</p>	<p>ご覧ください。</p> <p>まず、新市の名称についての基本的な考え方を載せさせていただいております。去る3月30日の第1回協議会におきまして合併の方式につきましては、新しいまちを設置する新設(対等)合併とすることで同日確認していただきました。このことにより、5町の名称は全て廃されることとなりますので、新市の名称を新たに定める必要があります。新市の名称は、住民の日常生活に密着しており、住民にとっても一番の関心事であると考えられ、合併して誕生する新しい市への期待や思いが新市の名称に反映されることが大切であります。</p> <p>次に、検討に当たっての留意事項ですが、基本的には当用漢字を用い、読み方のわからないもの、既存の市の名称と同一または類似しないように配慮することになっております。市町村名の表し方については、漢字、ひらがな、漢字及びひらがな、カタカナで表している市町村を例記しております。</p> <p>6ページでは、新市の名称として使用できる名称等につきまして例を挙げて提示させていただいております。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>新市の名称の選定方法について(案)でございますが、事務局といたしましては先進地を見ましても、合併に関する住民の意識の高揚と住民参加を図るため、新市の名称を一般公募により募集し、応募作品の中から新市名候補として小委員会で数点選定していただき、協議会へ提案し、最終的には協議会で決定していただくということをご提案させていただきます。よろしく申し上げます。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>ただ今新市の名称選定方法について事務局の原案を説明させていただきました。これら等につきましてはすでに既定の協議会で発足しているまた合併した、進めておる市町村の参考にして作っていただいたと思いますが、その他を含めましてこの提案に対してご意見を承りたいと存じます。</p> <p>まず公募ですね。どうでしょうか、一応公募で進んでいくということから決めていくとこうなりますが、はい。</p>
<p>委員(服部一)</p>	<p>小委員会でも提案できやんこともないと思うんですけども、合併に関心を持ってもらうという意味からしたら公募の方がいいんとちがいますか。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>公募の方がね。今、服部委員からご意見のようにやはり郡民、関係町民に広く趣旨の徹底と印象の公募をするということは関心を高める上で</p>

も非常に良いことと思いますが、他に良い方法があればあれですが。公募となればもれなく全関係町民に趣旨徹底がしやすいという意味もありますので、そういうメリットいたすのも一つの方法と思いますが。よろしいですか、だいたいこの方向で。

(「異議なし」の声あり)

そうですか、はい。そいじゃあまこの方法でやらさせていただきます。公募ということで事務局の方でこの方法について具体的に時期とか方法、その他について、概略だけわかる範囲内で説明をしていただきたいと思います。

事務局  
(総務課長補  
佐 栗本宗彦)

ただ今、あの新市の名称の選定方法につきまして一般公募ということで決定していただきました。このことにより、検討課題といたしまして7ページの下に書いておりますとおり具体的な公募条件の設定、新市の名称募集要項の作成、選定基準の作成、募集チラシの作成、具体的な選定手順方法の作成を検討していただくこととなります。

8ページをご覧ください。具体的な公募条件の選定につきましてはですが検討項目といたしまして、応募資格については公募対象者の範囲についての検討と、応募資格の制限について協議していただきたいと思います。

次に応募方法についての協議と専用応募用紙を作成した場合の郵送料の負担を協議会負担にするのか、応募者負担にするのかを協議して頂きたいと考えますが、事務局といたしましては応募数を増やすためにも協議会負担でお願いできればと考えます。応募点数の制限につきましては、1人の応募回数についての協議と、1枚の用紙に複数の応募を可能とするかどうかの協議をお願いいたします。応募記載内容については、応募時の記載事項についてと、記載事項に未記入があった場合の取り扱いについてを協議していただきます。事務局としては、未記入につきましては弾力的に取り扱っていきたいと考えております。また公募期間については、締め切り条件についての協議、懸賞を設けるかどうか、周知方法については、といった内容について協議していただきたいのですが、この公募条件の事務局案といたしまして、9ページをご覧ください。新市の名称募集要項案として示させていただきます。

まず公募の目的を書かさせていただいております。新しいまちの名称を広く公募することにより合併問題に対する住民の関心を喚起をするとともに住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とすると、で、応募資格につきましては5町に在住、在勤、在学している者に限る。先進地では全国にピーアールするということで範囲を全国までに広げているところもありますが、5町に関わっている住民がまちづくりに関わる

機会を設けるということで5町に限定したいと考えます。応募方法につきましては専用応募用紙、官製はがき、封書、ファックス、または協議会ホームページのいずれかでしなければならないと。持ち込みについても受付をしたいと考えております。応募点数の制限ですが、同一人の同一名称の応募は1点限り有効とし、応募用紙一件について1点とする。といった制限をさしていただきたいと考えております。

応募の記載内容ですが新市の名称、名称のふりがな、名称の意味または理由、郵便番号、住所、氏名、ふりがな、年齢、性別、電話番号、その他といたしまして勤務先の町名、学校名、これは5町以外に住所がある方のみの記入ということで考えております。応募期間につきましては平成16年6月1日の火曜日から7月の15日の木曜日までと締め切り条件といたしまして、郵送の場合は締め切り日の消印は有効といたします。ファックス及びメールについては7月15日の17時までに到着したものを有効とするというふうに考えております。懸賞につきましても名付け親大賞一人、名付け親賞10人、アイデア賞20人といったことで懸賞を設けたいと考えております。あと、周知方法ですが、専用チラシ(応募用紙を兼ねた専用チラシ)と協議会だより、5町の広報誌、協議会ホームページによる周知ということで考えております。応募先問い合わせについては、那賀5町合併協議会事務局、応募作品の権利関係、それから受賞者の発表、それから選定基準、選定基準については小委員会において別に定めるということで考えております。

それで11ページをご覧ください。新市の名称候補選定基準案ということで、まず選定基準ですが、一般基準といたしまして新市の名称の候補は漢字、ひらがな、及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名称とする。表記が全国自治体の市町村にない名称とすると、これについては新たに市となる名称については既存の市の名称と同一となり、または類似することのないように充分配慮することとありますので、こういった形でさせていただきたいと考えております。現在の5町の名称は使用できるものとする、特にはずす理由もございませんので使用できるものとすると考えております。それと次のいずれか一つ以上該当する名称とする。これはあくまで統計上の問題になるかなと思います。で、2番に選定方法。選定方法につきましては応募作品の中から5作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告する。で、具体的な選定方法につきましては次回に提案したいと考えております。

応募作品の修正について、応募作品をそのまま採用することが困難な場合は作品の趣旨を損なわない範囲で修正できると。選定にあたっての留意点といたしまして、応募数は委員審議の参考として取り扱い、単に応募数の多い名称を優先するのではない。それから新市の名称、候補名

	<p>の選考にあたってはその名称を応募した理由についても十分に留意するものとするということで留意点を書かさせていただいています。</p> <p>それから12ページに新市の名称に関するスケジュール案ですが、本日4月9日に第1回会議の開催をしていただきまして、先ほど公募ということで決まりましたので、第2回の協議会4月の22日にあるんですが、そこで委員長報告といたしまして新市の名称の選定方法につきまして公募と決めていただいた等の旨を協議会へ報告していただくということになります。</p> <p>それから第2回の小委員会の会議を5月上旬と考えております。次回は応募作品からの新市の名称候補の絞り込みの方法についての協議をしていただく。で、16年6月1日から公募開始をしまして途中で応募状況の中間集計をします。その応募状況の中間報告をできればやりたいと考えておりますが、事務所の位置の案件の都合もございますので、変更させていただくかもしれません。それから小委員会としては第4回の16年8月上旬ぐらいで新市の名称候補の決定をしていただきまして、それを8月の26日の協議会へ提案させていただき、だいたい第7回の協議会平成16年9月30日に開催される協議会において新市の名称を決定していただければなというふうに考えております。</p> <p>13ページ、14ページにつきましてはただ今説明させていただきました内容をこの募集チラシの方へ載せさせていただいております。</p> <p>それから15, 16, 17ページにつきましては先進地の事例でございます。以上です。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>極めてきめ細かい資料の整備と説明をいただきましたので、これに従いまして、順をいましてご相談をさせていただきます。まず具体的な応募、公募条件の設定の8ページありますが、検討の内容と協議内容とこういうことで前後いたしておりますが、検討の内容は5町の在住者で、その場合は在勤、在学者も含める、在住、在勤、在学者、県内の在住者、全国とこうなりますがこれについては公募対象者の範囲について協議の内容として決めさせていただきますが、このご提案についてはどうでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。在住者多いんですか、今までの前例は。全国でやってるところもあるなあ。はい、どうぞ。</p>
<p>委員(服部一)</p>	<p>公募の負担なんですけども、これどのぐらい負担するということになったら、どのぐらいかかんの、みてんの。</p>
<p>委員長</p>	<p>今のは、経費のことかい。諸経費どのぐらいかかります、応募で。</p>

<p>(山下忠男) 事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>一応まあ50円ってということになりますんで、例えばまあ3千件くらいありましたら、15万円くらいになるわけなんですけども。事務局として今考えておりますのは、やっぱり数多くの方に応募していただきたいという考え方の中から、できましたら協議会の負担でやっていければと、考えておるんですけども。</p>
<p>委員長 (山下忠男) 事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>範囲がありますから、範囲によって費用も変わってくるのぉ。</p> <p>ちょっと事務局の方からよろしいでしょうか。先ほど栗本の方から一括してご説明申し上げたので、ちょっとずっと一気に走りましたのでわかりにくい点もあったかと思うんですけど、実は8ページ、今見ていただいている8ページは具体的な公募の条件を設定しまして、それについて一つ一つを決めていただくと今議長が言われてます、応募資格あるいは応募の方法、それから応募点数の制限とかこういういろいろあるんですけど、それを次の9ページをお開きいただきたいんですけども、この9ページの方でまず2番目に応募資格ということで5町に在住、在勤、在学しているものに限るということで、事務局としてそれぞれのものを一つずつ提案をこの中でさせていただいている、こういう募集要項案というのをお示ししてございます。これについて、事務局としては事務局の中で考えた中でこういう形がいいのかなという形の中で提案させていただいておりますので、この8ページ、9ページにつきましては一括してですね、ご協議をいただきたいなと思います。ということでこの募集要項案につきましてはですね、この8ページのこの募集要項案に全て入っておりますので、こちらの方でですねよろしくご協議いただきたいとそのように思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>はい、今事務局から再説明ございましたが9ページの募集要項に従って順次事務局としての案を明記され、しておるようでございます。それを8ページと照らし合わせましてご協議をそれではお願いいたします。</p> <p>まず募集の公募の対象の範囲、これは事務局としては5町のものに限ると、在住者に限る、在勤者、在学者含む5町に限る。ならば経費の問題もはっきりわかりやすいし、どうぞでございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員(東健児)</p>	<p>年齢については書いてないようなんですけどもこれ事務局はどう考えてますか。在住、在勤、在学は結構だと思んですけどね、年齢はやっぱり大事なことになると思うんで、それとあの外国人の方をどないするかじ</p>

<p>委員長 (山下忠男) 事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>よな。</p> <p>はい、今の2件年齢制限はしないんですか。</p> <p>あの、あえて年齢制限につきましてはいたしておりません。それから外国人につきましては外国人登録されてる方だったら結構かなとそういう風に考えております。</p>
<p>委員(東健児)</p>	<p>そやけど、年齢小学生とかそういうところまで範囲広げんの。それも決めとかんといかんのちゃうんか。問わずかい。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>事務局とすればですね、年齢問わずということであま考えているんですけども。ただあまりにも中身がわからないようなそういう公募が、応募がありましたらですね、ひょっとして無効になってしまう可能性もあるかと思いますが、今のところ事務局といたしましては、年齢制限は考えておりません。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>ということでございますが、東委員いいでしょうか。制限なしということで。無制限。いきますか。</p>
<p>委員(東健児)</p>	<p>ただその親御さんが子供の名前使っていくつも、これ一人1件やっしょな、そうなるとその乱れてけーへんのかなと思うんやけどね。いうてみたら赤子も該当するようなことになるさけえやっしょ。</p>
<p>委員長 (山下忠男) 事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、事務局。</p> <p>今のあの東委員のその募集の点数の制限の所なんですけども、実は4番にございましてですね、同一人の同一名称の応募については1点限り有効と、ですから同じ人間がなにになに市っていうのをいくつもだしてもらったら、これは困りますということなんで1点だけお願いしたいということで、それはその人について何点応募してもらっても結構なんです。色んなその例えば、A市っていうのがあって、またB市、C市ってアイデアがある限り、これはもう一人が何点でも応募することができます。ただ応募用紙、例えば今これ後で、先ほど提案さしてもらったんですけどね、このチラシについているこれなんかにかこう空いたスペースに何枚、いくつも名前をね書いていただいて、例えば20も30も書いていただくと、そういうことになったら困りますので、ちょっと集計の方も大変なことになってきますので、いたずらに色んな事書かれてしまっても困</p>

<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>りますので、応募用紙につきましては1件につき1点を書いていただきたいと。そういうことで用紙がもう何枚も用紙を用意すれば、あるいはファックスでも結構なんですけども、ホームページ上でも結構ですし、そういうことで本人さんの名前で何点でも応募していただくことができると、そういう風に考えております。</p> <p>今の説明でよろしございますか。別市名やったら何枚でも出していたでいて1件が1枚とこういうことになりますけれど。よろしございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>範囲につきましては、5町の在住、在勤、在職、そして年齢は制限なし。あわせて一人1枚1件それは何枚でもけっこうだと、こういう事務局提案に対してご了承をいただいたものといたします。それでは時間の関係もございまして次は方法でいいんですか。今、資格はそれでしたが、方法はこれはもう事務局に任ず、決めとくの。あんまり細かいこと、基本的に決まったらもう後事務局作業でできるあれでやってください。いちいち委員会で細かいとこまで決めていくと大事な問題もまた重なったときになにしますから。はい。</p>
<p>委員(服部一)</p>	<p>負担の方法はどんなされますの。はがき1枚50円っていうけども、はがき代。どんな形で負担すんの。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>お答えいたします、一応応募の方法につきましては専用の応募用紙っていいものは、先ほど説明さしてもらった1番最後のページですね、ページは13ページですね、13ページにチラシをこういったチラシを用意しようかなと思ってるんですけど、これ切り取っていただいて料金についてはこちらで着払いという形を考えています。これが1点とそれから官製はがき、これはもう普通のはがきでも結構なんですけども、官製はがきで応募してもらう方法。それから封書で応募してもらう方法。それからファックス、ファックスで応募してもらう場合は、これはもうファックス発信元の方で当然費用負担になろうかと思いますが、あと協議会のホームページていうのを開設する予定ですので、そのインターネットを使ってホームページ上で応募してもらう方法とあります。その中で応募、専用の応募用紙この切り取ってもらう部分ありますね、このぶんにつきましては印刷をいたしまして、料金はこちらの方で後で払うという形にいたしますので、これはこちらの費用の負担になろうかと思えます。官製はがきとか、封書っていうのはこれはちょっと自分で切手張ってもらわなくてはいけないということになります。もちろんファック</p>

<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>スについてもそうでございます。以上でございます。</p> <p>事務局しかし、これ輻輳して大変ちがうか、これ整理すんの。ちょっとこれは絞った方が良さぞ。事務局は大変やし、一般的に言えば官製はがき多いわな。</p>
<p>委員(奥順司)</p>	<p>範囲が決まってますから、だからコンピューターのホームページっていうとその範囲がものすごい広なると思うんですよ。そうすると議長さんおっしゃるように難儀すると思うんですわ。ほやからこのホームページを組んでインターネットを受け入れるっちゃうことはもうこれ私の思案やけども、やめた方がええと思うんですけど、その点一ぺ皆さんに諮っていただいたらええと思うけど、以上です。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>お諮りしますが、一般的には官製はがきで、その官製はがきをやめてこういう風な着払いで用紙を配って受信者負担にして、あれするか、こら絞った方がいいんと違います。これは大変やし、名前がはいってきますからねえ、よう似た名前も入って来ますし。広くすればするほど良いことはいんですけど、整理が大変ですよ。用紙のサイズ違うし、色々しかもメールとかなってくると最低2つぐらいで事務局、ちょっと提案を今考えて提案してください。もうあまりいくつもしない方が今の時代ですから。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>議長よろしいですか、この案が事務局の実は提案なんですけれども実は一応15ページからですね、15ページ、16ページ、17ページにわたりまして先進事例っていうのを用意させていただいております。その中で周知方法、応募方法ですね申し訳ないです、上から4つ目ぐらいになるんですかね、構成市町村都道府県公募範囲、それから公募方法ということでありまして、色々なそういう機会を提供して募集しているという例が多いわけなんですけども、そういったことから事務局としてはより多くの人に参加をしていただいて、参加をしていただくといいたほうがいいか、公募に参加をしていただきましてですね、合併に対する関心といたしまして、そういうものを醸成していきたいとそういった考え方もございまして、色々な方法で応募を受けようと。確かに、今、議長おっしゃられていますように事務的には大変な繁雑な事務になって参ると思いますが、できましたら応募していただける方々の便利のことも考えましてですね、こちらの方で事務局としては色々な形でお受けしたいなとそのように考えます。</p>

<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>はい。          そうそう。郡内でもう5町って決まったんやからな。5町で決まった範囲内で年齢問わず、はい。その中で。          官製はがきで自己負担で出してもらっていうたら抵抗あるか。ないんと違う、はがきは余って難儀してますよ、今。使わんで皆、書かんでこの、来ますよ、来ますけどね、はがきといくつかに絞ったらどうですか、用紙は、応募用紙と官製はがきぐらいに絞らんとこれ大変ちがうかい。ファックスは来るは、メール来るは、専用の応募用紙あるはまあ二つぐらい。はい、どうぞ。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>そしたら周知の方法といたしましてはですね、そのホームページ上なんかでも募集しますよと、周知はいたします。応募方法につきましてはそういう形で、ですから官製はがきと専用応募用紙というこの二つの方法で応募お受けしたいと思います。</p>
<p>委員長 (山下忠男) 一同</p>	<p>はい。よろしございますか。それでいきましょ。          (はい。の声あり。)</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>そいじゃあ今の件につきましては用紙は専用用紙と官製はがき。官製はがきは自己負担ですね。いいですね。はい。はがきはありません。言うてきても。          後、事務局の案で説明いただいた中ではそうするとこの事務局ちょっとお願いします。この9ページのこの応募点数の制限のところでは、はがきのこと変えといてくださいね。応募方法のところは訂正しといてくださいよ。3, 4も訂正しといてくださいよ。いいですか。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>記載内容はこれでいいんですね。記載内容は新市の名称、ふりがな、意味・理由、郵便番号、応募者の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、それから勤務先の町名、学校名、以上説明のとおりでありますのでご確認ください。          それで、次は応募期間ですね。事務局案としては6月1日から7月15日の45日間。ファックスはよろしいから、郵送の場合は締め切り日の消印のあるものということ。はい、確認でございますがこの期間でよろしございますか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>はい。期間については改めて申し上げます。平成16年6月1日火曜日から平成16年7月15日の45日間といたします。宛名は事務局宛。</p> <p>続きまして懸賞については事務局案、名付け親大賞それから名付け親賞、アイデア賞20人、名付け親賞10人、名付け親大賞10万円、全国共通券、懸賞の種類、内容についてよろしございますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>はい、これはこの提案の通りいたします。各周知の方法については事務局の提案通り、協議会だより、広報誌、チラシは用意できますか、やるんですね、ホームページもできますね、はいこれもできますね。募集の趣旨設定についてはできるだけこれはして下さい、できるだけ広く、期間も多少長くして周知の徹底をお願いします。以上名称につきましてはご提案に一部訂正もございましたが、この案でご承認いただけますか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>はい、ありがとうございました。それではご承認をいただいたということで、名称、市の名称の募集については以上公募ですということ決定いたしました。いずれこれは協議会かけなきゃいけないので、一応決だけとらしてください。本協議会かけなきゃいけないので、一応これでさせていただきます。</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>議長、事務局の方ですけども、ただ今の募集の要項あるいはその募集のチラシにつきましてはですね、協議会に対しましては一応報告という形はしていただくんですけども、これは名称を決めるための一つの方法でございますので、この小委員会で決定されたことがもうそれ効力を発揮するということで解釈しておりますので、報告はしていただく必要があると思いますが、ここで決めていただいたということで。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>意見なしやな。本協議会では。報告だけで、そのようによろしございますか。はい、了解しました。</p> <p>お手元用意いたしました、議案の第1号議案が終わりました。次に新市の事務所の位置の選定に関することについて、この件につきましては用意いたしました議案の内容について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (総務課長補 佐 栗本宗彦)</p>	<p>失礼します。18ページになります。新市の事務所の位置の選定に関することについて、まず1番目に新市の事務所の位置等検討小委員会の審議事項についてであります。</p> <p>一つは、新市の事務所の位置を決定する必要性ということで書かせて</p>

いただいております。自治法第4条第1項に「地方公共団体は、その事務所の位置を定めようとするときは、条例でこれを定めなければならない。」ということで5町が新設(対等)合併をするということに伴いまして、それまでの町が消滅いたしまして、庁舎がなくなることになります。新市発足までに事務所の位置等を決定する必要があります。決定後は条例整備を行う必要があります。

2番目といたしまして小委員会の設置理由でございます。事務所の位置につきましては調査・審議する項目が複雑・多岐にわたっております。そのため、合併協議会から選任されました委員さんで、自由な発言や活発な議論をもとに原案を作る、作成する必要があります。

それから3番目といたしまして、小委員会の役割といたしますか、心構えをかかさしていただいております。事務所の位置は住民にとっては特に関心が深い協議項目であります。住民に納得してもらえるようにする必要があります。小委員会の役割は非常に大きいと考えております。

4番目といたしまして、小委員会の審議事項・審議の順序であります。審議事項といたしましては、本庁舎の位置の選定に関する事、庁舎の方式(機能)の選定に関する事、新庁舎建設の是非に関する事となっております。協議の順序といたしましては、まずはじめに本庁舎の位置を選定していただき、次に庁舎の方式(機能)についてしていただきます。新庁舎の建設の是非についてはその庁舎の方式(機能)との兼ね合いがありますので同時に、庁舎の方式と同時に検討していただきたいと考えております。それから新市の事務所の位置等につきましては他の協議項目等密接な関係があります。そのため早期に確認する必要があります。関連協議項目といたしまして、事務組織及び機構の取り扱い、これは庁舎の方式(機能)が決まらないと協議できません。条例規則等の取り扱い、それから電算システムの取り扱い、新市建設計画等、関連協議項目がございますので早期に確認する必要があります。

19ページにその協議フローといたしまして、まず本庁舎の位置を検討するという事で、合併時には新市の事務所として現代の庁舎、5町の庁舎から本庁舎を選定する必要があると考えます。それから、その後庁舎方式の機能について、既存庁舎の利用といたしまして本庁方式、分町方式、総合支所方式、その他とございましてこの方式の内容につきましては後ほど説明させていただきます。それから新庁舎の建設の是非について検討していただくということになります。以上です。

委員長  
(山下忠男)

ただ今この選定に関する基本的な問題についてご提案いただきました。自治法ではこれ一規制のようでございますので必ず決めなきゃならんと、発足までに、小委員会に与えられた役目が非常に重要であります。

事務局  
(総務課長補  
佐 栗本宗彦)

またこれが協議会にも関わる問題でもあります。この事務所の位置の決定について今お手元の資料によりますと、それぞれ位置の決定の必要性なり、委員会のこの機能とかその他、新市の機能含めました機構の問題とも含め全体的にこれは皆さん方、今日はそれぞれご専門の方ばかりでございますので、一応この提案についてどのように取り扱い協議を進めるか、一つご意見をいただきたいと思います。このお手元の資料につきましてそれぞれ細部まで一括説明をいたした方がよろしいですか、今の段階で進み方を相談しましょうか。まだ資料少し説明あるんですか。一括でいたしましょうか。どうですか、これは。みなやりましょうか、その方が総括的にわかりやすいので全部やって下さい。提案いただいた準備の資料。

それでは20ページになります。新市の事務所の位置についてということでございます。新市の事務所の位置につきましては地方自治法第4条で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮」を図った上で決定すべきものと考えております。また農協の事務所、あるいは学校等も考慮されるべきであると逐条では書かれております。それから「従前の住民サービスの維持向上を図る見地から、旧市町村における支所・出張所の機能の拡充、あるいは郵便局の積極的な活用等を図るといふこともいわれております。したがって、事務所の位置の検討ポイントといたしまして、以下の通り考えられます。

一つは、地理的・人口的中心性(人口の集積状況はどうか)二番として交通の事情(住民の行動範囲、国道等の幹線道路の関係、公共交通機関の関係)三番目といたしましては他の官公署(法務局、税務署、県庁、警察署等の位置)機能的庁舎の関係ですが、機能的(住民の利便性、庁舎が利用しやすいか、住民の交流拠点となるか、あるいは災害時の防災拠点となるか)といったとことでございます。それから庁舎の効率的(厳しい財政状況への対応、安く改造できるか等が考えられます。)それからその他といたしまして、将来展望(将来におきましては京奈和の道路が計画されております。これは那賀町、粉河町、打田町を横断する道路でございます。それから人口推移、人口推移等もありますが全国的には人口は減少傾向にあります。5町に関しては特に将来特定の地域において飛び抜けて増加するとは考えにくいと考えます。)

それで21ページですが、5町の庁舎の位置図を書かさせていただいております。役場間距離及び所要時間、これ自動車ですら計らせていただきました実測でございます。主に主要県道、国道を利用した時間と距離でございます。貴志川町から那賀町まで端から端まで最短で行きますと

15.9キロ、29分ぐらいで行けるということになりますが、これは役場を経由しておりますんで、これよりは短く、あるいはあまり時間がかからないと考えます。

22ページ、人口分布図。旧村単位で人口分布図を載せさせていただいています。これ平成16年2月末の人口分布図を各町、旧村単位で色を塗っております。色の濃さが人口密度が濃いというわけでもございません。可住地域として色を塗っております。人口的中心性、人口の集積状況ということなんですが、紀ノ川を境に北と南に分けますと、だいたい約35000人ずつということになりますんで、だいたい紀ノ川で分断されております。西、東につきましては打田町の人口分布は把握しておりませんが、打田町と粉河町の町境よりは西側、打田町よりに人口の中心線がくると考えられます。

23ページですが、22ページの基礎資料になります。それで打田町の田中地区を例にとりますと人口の1887という数字ですが、これは65歳以上の人口を示しております。その次の横の303というのは65歳以上の独居老人を示しております。65歳以上の高齢者の人たちが庁舎の位置によっては不便を感じるということで、数字を載せさせていただいております。

25ページに入りまして、道路図でございます。国道と主要県道、それから一般県道を示しております。黒いのが国道でございます。それから太い赤線が主要県道です。細いのが一般県道となっております。

26ページですが、公共交通機関の図でございます。鉄道と民間バス路線の状況を示しております。民間バスにつきましては、粉河駅前を経由して運行されております。この他に、打田町、桃山町、貴志川町、岩出町の4町で広域の紀ノ川コミュニティバスを運行しております。桃山町では、桃山町の巡回バスとして桃山町内から打田町の下井阪駅へ走らせております。それから貴志川町では町内を巡回しております、貴志川町コミュニティバスを走らせております。

27ページです。主な官公署等の位置図を載せさせていただいています。他の官公署の状況ですが、法務局、法務局は岩出町にございます。税務署は粉河町にあります。それから那賀振興局さん、岩出町にございます。で、警察署岩出町さん。それから一部事務組合、消防とか病院といった一部事務組合、それから大学、高校、それから郵便局、農協の本所、ワークプラザ、ハローワーク等を載せさせていただいております。

28ページです。本庁舎の概要について載せさせております。各町、本庁舎と本庁舎に隣接しています施設の概要について、機能性、効率性の比較をさせていただいております。事務方式によっては、現状で対応できる方法もありますが、議場の問題等隣接施設を巻き込んだ改築が

必要になってくると考えます。本庁舎の建設時期ですが、貴志川町の庁舎が一番新しく昭和56年度に完成しております。次に打田町庁舎となります。それから庁舎機能を比較する上で代表的な指標となる「延床面積」ですが、打田町が最も広くて3264.61㎡となりまして、次いで貴志川町で3081.54㎡となっております。5町の合計では12559.44㎡となっております。次に災害時の防災拠点となりうるかといった点で耐震性ですが、これは各町とも不明となっております。平成16年度に、今年ですが打田町と貴志川町で耐震診断をするということ聞いております。住民の利便性といったしまして、エレベーター設備の有無を載せています、打田町と貴志川町に設置しております。また障害者用の設備として、トイレ、スロープ等は各町に設置しております。それから、庁舎と隣接している施設を合わせた「延べ床面積」につきましましては打田町が最も広く9926.61㎡となっております。敷地面積では貴志川町が10390.50㎡で一番広くなっております。駐車場につきましましては、外来用といったしまして打田町が197台ということになっておりまして外来、職員、公用車合わせますと打田町、貴志川町がともに307台となっております。

29ページです。事務の、新市の事務所の事務の方式についてです。新市の事務所の方式といったしましては、主に本庁方式と分庁方式、総合支所方式の3つがあるとされております。

まず、本庁方式ですが、いわゆる庁舎を新しく建設する場合と、現在の庁舎、既存の庁舎を利用する場合、この二つに分かれます。

新庁舎を建設する場合ですが、5町の庁舎の機構組織に、これを1カ所に集約する。そして、現在の庁舎につきましましては窓口的な機能のみを持たせまして支所、あるいは出張所を配置するということになります。長所といったしましては、事務の効率化が図られると、職員数が削減できるという一方ですね、短所にもありますように多大な建設費用が必要になるというようなことが考えられます。

それに対しまして既存庁舎を利用する場合はどうなるかといいますと、この場合5町のうちのいずれかの町の庁舎、これを増改築等いたしまして新設の庁舎と同じように組織機能を1カ所に集約するものであります。残りは支所あるいは出張所の役割を果たすということになります。長所といったしましては、事務の効率化が図れるほかに、既存庁舎を利用するため増改築等の費用だけに抑えられるということになります。短所といったしましては、新庁舎建設の場合と同じように周辺地域への配慮が必要であるというようなことが挙げられます

次に分庁方式と呼ばれるものですが、これはある行政機能、これをいずれかの庁舎に振り分けて利用するということでもあります。例えばとい

うことで例を載せさせておりましたが、総務、財政部門をどこかの町に置くと、あるいは福祉、環境部門は違う町に置く、といったように分担をさせるようなシステムであります。長所といたしましては、既存の庁舎を利用するということが当然増改築等は必要になると思えますけれども、それほどの費用はかからないのではないかと考えられます。一方、行政機能を分担するということがですので業務部門ごとに窓口等も分散されるということになります。業務上については、効率が悪い、非効率であるというふうにいわれています。

最後に総合支所方式と呼ばれるものですが、この方式は総務・企画・財政部門といった管理部門を除きまして、現在5つの町がありますのでその庁舎にそのまま行政機能を残すというような方式で、5町の庁舎は総合支所というような呼ばれ方をされます。長所といたしましては、住民あるいは職員にとっては最も現状のやり方に近い形が残りますので違和感が少ないだろうと考えます。短所といたしましては、現状に近い形になりますので職員数については現在と同数程度の職員数が必要という風に予想されます。これは合併による事務の効率化という観点からはその効率化が生かされないということになります。

31ページ、32ページで図式化をさせていただいております。

それで33ページからですが先進地の事例を載せさせていただいております。

本庁方式につきましては、兵庫県の篠山市の例を載せさせていただいております。篠山市では教育委員会のみ、丹南町役場に置きまして、他の全ての機能は旧篠山町役場本庁になるんですが、に置いています。旧篠山町以外の役場は全て支所といたしまして、職員は10名から15名程度で行政を行っているということでありまして、本庁方式のメリットであります職員数については類似団体程度まで100名削減の方針を出しています。

分庁方式につきましては、香川県の東かがわ市の例を挙げさせていただいております。本庁に総務部・議会事務局・出納室を置きまして、旧引田町に事業部、旧大内町に市民部・教育委員会を置き3庁舎とも総合窓口を設置しております。

総合支所方式につきましては、山口県周南市の例を載せさせていただいております。本庁に全ての機能を置き、他の庁舎は企画・総務部門を除いた全ての機能を置いた総合支所としております。

最後に36ページになりますが、本庁方式と分庁方式を兼ね備えた方式といたしまして、香川県さぬき市の例を載せていただいております。本庁の総務部管轄に残りの4町を支所とし、支所体制のとおり組織しております。一方で教育委員会、福祉事務所、水道局、情報政策拠点をそ

	<p>それぞれの旧町へ分庁的に配置しております。</p> <p>こう先進地をみてみますと、3つの方式は相対的なものでありまして、例えば本庁方式を採用しても支所への決裁事項、決裁権限の委譲が増えれば、実質的に総合支所方式へ近くなります。分庁方式を採用しても本庁の総合的な政策判断の余地が増えれば本庁方式に近くなると。いずれの方式を選択するにせよ、合併の長所を最大限に引き出して、短所を抑えられるように、地域の実情等を勘案しながら、財政支援措置等の活用、庁舎間情報ネットワークの整備など工夫を行うことが重要であると考えます。</p> <p>それから最後に37ページに新市の事務所の建設の是非についてということでございます。新市の庁舎の建設の是非につきましては、「新庁舎を建設する」「新庁舎を建設しない」「当面の庁舎を決定し、新市において改めて検討する」といったことになろうかなと考えます。しかし、今の段階では合併時と同時に新庁舎に移行するという事は、時間的に無理であると考えます。</p> <p>新庁舎を建設する判断要件として5つほど挙げさせていただいております。また、ごく一般的にいわれています建設に関する長所と短所を載せさせていただいております。将来におきまして新庁舎の建設を考えたのであれば当面の本庁等に充てる費用等を抑える必要もありますし、財源の問題も大きく関わってくると考えます。また庁舎建設候補地、あるいは建設時期、庁舎の建設規模等をどこまで決めていくのかといったことも検討する必要があると考えます。以上です。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございました。この問題の説明をいただきました。本件につきましてはこの協議の進行上、重要部門でもございますので全てをこの期間でしようと、短い期間で決めるということは至難だと思えますが、今日の委員会ではどの程度まで決めて、後は各町一度協議をいただく事項にもなると思えますので、いかがいたしましょうか。方式を決めとくか、それともまだ全体的に関連もいたしますから、一方決めりゃあ一方がどうなるんなどこうなりますので、他の市町村の合併の前例を提起いただきましたので、これらを参考しながらこの議案につきましの扱いをまずご相談させていただいて協議に入りたいと思います。</p>
<p>委員(服部一)</p>	<p>次の小委員会はどうなってる。</p>
<p>委員長 (山下忠男) 事務局</p>	<p>小委員会の次の予定、はい。</p> <p>事務局といたしましては、小委員会の開催につきましてはとりあえず</p>

<p>( 総務課長 栗山房大)</p>	<p>毎月1回開催していきたいなとそうように考えてます。その中で幹事会、色んな後のまた小委員会もありましてですね、スケジュール的にはかなり過密な中でやっていくわけなんですけども、今事務局案といたしましては5月の17日の月曜日ぐらいに開催させていただければとそういうふうと考えております。はい。</p>
<p>委員 (中村慎司)</p>	<p>新市の事務所の位置っていうのはこれ5町の役場、まあみな立派な役場あるわけでどっか一カ所決めたらいいんやろ。それで、こんだ合併したら、いよいよ合併したらそのここへも案書いてくれちゃあるけども、当面まあ市役所の庁舎ら建てやんとですね、10年以内ぐらいに考えたらどうなってことここへ案書いてくれちゃあるけども、まずその予定されるところへのアクセスなり、そんなもんを先考えて後で庁舎建てるっていうよなことを考えていく方が大事じゃないかなと、ほんで今ある役場のどこぞ、どっかの役場を位置づけといてやで、ほいで発足して当面そえていく、ほいて各その新庁舎にはずれた後の4町については各支所として住民サービスの低下にならんように機能果たしていくということであえんとちゃうんかえ。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>ということは中村委員の意見は、まず本庁舎の位置を現在の5町の庁舎のどっかを決めとくと、決めないかんね。最終的には決めないかんねんけど、一応小委員会として一応、こう位置を決めると同時に他の庁舎のアクセスなり、この利便なりを考えた位置づけですか、位置づけも分庁という形で位置づけすんのかい。もう一応本庁。</p>
<p>委員 (中村慎司)</p>	<p>そやさかい、その位置づけをどないすんのか・・・・・・今とかわからん、各町での何もかもあるようなとこにすんのか、もちろん議会の我々だけにはいかんねんで、その新町である財政なり、総務部は・・・・他の住民サービスに関することは今のままでいくのかここらはまあ色々検討せなあかんと思うけども。新し建てるっていうたてどうせ合併まで間にあわんのちゃうんかい。同じことなら先やっぱり、道路なり色々のアクセスを先に考えといて、ほいて新庁舎については建てんのは特例債のある8年か9年頃に建てたらえんとちゃうんかなと僕は思うんやけども。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>これは新庁舎の建設にも係るまた建設計画の係る問題でもあるんで、いま中村委員の総合的に考えないかんのですけど、アクセス道路等についてはそれに寄ることを考慮に入れないかんと思っております。まず本庁舎の位置の決定については、今申し上げましたようなそれぞれのメニュー</p>

といたしますか、方式等、機能等を考えして委員のみなさんがご説明を聞いていただいたので、あらかじめこの決め方をどうするか、いったん次の委員会までにそれぞれ各町で所管の関係の皆さんと相談して委員会へ持ち寄っていただくか、方針だけもう決めといて賛同いただくべく委員で持ち帰っていただいてご相談をいただくか、その辺の扱い。委員会でもちろん協議会もあるんですが、全てこの相談は各町の議会もありますし色々住民の代表もありますから、小委員会といえどもあまりその辺を急ぎすぎてまた時間がかえって余計かかるということになったらいけませんのであらかじめご相談さしてもらうんやけど。はい、どうぞ。

委員（服部一）

今日はこの小委員会に資料としては具体的な資料出していただけてますし、参考資料も作ってくれてますので、まずはこの5町が絶対合併するという方向になっていくということを前提として考えて、やっぱり七万を超える人口になっていきますので、このままの人口で推移するというのは、考え方じゃ合併した値打ちもないと思いますんで、やはり将来十萬都市を構想するようなまちづくりを考えていかなあかんとこういう事になると思います。で、そうしますとやはり本庁というのは絶対必要であると、今貴志川の町長言われたように合併までには当然間に合わんとということでもありますので、やっぱりどこかに決めとかないかんと思うんです。で、そうしますとそれぞれ自分との町へ来てくれたらという一つの願いというのがあるかもしれせんけれども、これ5町合併ということになりますとお互いに行き来できる、今までの町と行き来できるような交通体系等も含めたまちづくりというのをつくっていきますので、この資料を基にして自分とこは来てほしけども、こういう状況からしたらこっちの方が将来性から見たらよかるなというような公平な判断を自分とこなりにやった案をまず持つと、次の委員会までに、でそうしてこの3つの本庁体制とか、分庁方式とか支所方式とかがあっていうのを、ありますけどもこれも色々考えてみますとうち粉河のように大変古いところもあるししますけども、将来の方針さえ決まればそういった形もとれると、ただ職員の数があんまり減らされやんという短所があるように書いてくれてますけども、そこらもこの今日示していただいた資料を基にして一つ検討してね、そして次の回にはもう公平な立場でやっぱりここがよかると、こうしようというような案をはっきり出せるような方法をとった方がえーんと違うかなとこのように思いますけどね。

委員長  
（山下忠男）

ご意見ありがとうございました。今日はな、今日は決めるというのそのへんがね色々今後の審議に影響しますので、今日は決めないで色々ご説明いただいたそれぞれの案をお持ち帰りいただいて、それぞれ町大局

	<p>的な判断、将来展望にたった位置というものを広い視野からお互いの市としてここがよかると、だいたい、そして当面はこうこうするんだと、将来はそうしていくというようなことも含めてご検討いただいで合わせて、それぞれのその場合は、それ以外の地域の分庁の、また旧町村になる位置づけをどういうふうに機能的にしていくかということも含めて、ご相談をしておいていただくようにしましょうか。どうぞ。</p>
<p>委員 (根来公士)</p>	<p>だからあの、今貴志川の町長さんの言うたように、当面どうしていくかという問題もあるし、またあの長期的に考えていかないかと、こういうこともありますし、そこらのとこ皆でもう一ぺんですね、それこそ大局的な立場で考えをまとめてくるということが大事じゃなかろうかと、そんなえ思います。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございました。あ的那賀町の町長はん特に今の問題について。</p>
<p>委員(東健兒)</p>	<p>結局、方式としては3つあるということですね、事務局で示してくれてんのは。ですからこのいづれかをとるとすれば、まずはこの方式のうちどれを採用するかということを決めたら、大体まゝ決まってくるんじゃないかなと思うんですけどね。ですから本庁方式をもしとるとしたら、当然一カ所にまずは集約すると、本部をですね、そうすると位置的な面とか色々な面で人口構成とかがって面で大体決まってくるんじゃないかと思うんで、まずはその方式から入っていったらいいんじゃないですか。どの方式を採用していくかということ。今、決めなくても良いですよ、次回でもいいんですけど。だから、中村委員さんのいうのは、大体本庁方式のような考えで先ほど言われたんかなと思って聞いてたんやけどね。いや、だけど分散すらしよ、その例えば分庁方式とかね総合支所方式となるとね、一カ所に集中的にっていうんじゃなくて分散されるわけでしょ。だからそのへんの方式をまず決めていったほうがいいんじゃないかなと、私の意見です。</p>
<p>委員長 (山下忠男) 委員(奥順司)</p>	<p>はい、奥委員どうぞ。</p> <p>この問題についたらですね、これどうしても1点のみを決めないかんのですね、これはやっぱりねえ。ほやから5町あってそのどっかの1町に決めないかんということでございますんで、地理的に5町眺めた場合、地理的に、でその上へ利便性といういわゆる住民の、一般地域住民の利便性、こういう事から考えて今ここに出てる何ペーシかね、これ21ペ</p>

	<p>ーシから出てるこの図面、この中で眺めてみると、やはり一つの例として300Mからこの5町、300Mの高さから1点しか見えなかったけど、3000M上から見たら全体が見えた、その全体が見えた中でここがよかろうなということが自ずから決められるという考え方、これ考え方なんです。ほいでそういう見地から見て、地域住民の利便性、それから交通アクセス、色んな諸問題があると思うんです。で、その条件の中でみんなの考え方を持ち寄るとこういうことでどうでしょうか。次回は5月17日頃予定してるという事務局のお話もあるけど、一点に絞る意味に置いてそういう考え方の上から幅広く意見の集約をするとこういう事にしたらいかがでしょうか。提案でございます。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございます。基本的には中村委員の言われる大体の線でその本庁の位置を決めるということで、これはもうもちろん当然決めないかんので、その決めた、まずそこから進めないとだけど、その方式だけでも今日は方針でいきますか。次の委員会にももちろんまた相談するんですけど、このメニューのどっちで、3つのうちどっちにすらっていうのも持って帰って相談したら、もうこれはなかなかちょっと大変ですけど、そのへんどうですか。はい。</p>
<p>委員 (根来公士)</p>	<p>ご説明にもあったけれども、そこらに色んなメニューあるけれども、新庁舎っていうのは、今作ってすぐそこへ入るっていうのはできやんから。当然分庁化っていうのは考えていかなきゃないと、その時にどんな形で現実に分庁舎方式にせなしゃないわけやけども、しゃないっていうか、支所を作るか分庁舎っていうんかやらないかん、そのやり方はやっぱりもうちょっと時間をかけて具体的にですね、検討したらいいんじゃないかと、どうせ・・・・・・・・。基本的にはやっぱりもうさっき・・さん言われたように当面どうするかって言うのはそこへ書いてあるとおりでいかなしゃないんちゃうかとそんなえ思います。</p>
<p>委員 (中村慎司)</p>	<p>新しいまちに新しい庁舎建てるっていうのはね、庁舎建てるだけじゃなしに、先ほど奥さんも言われたように利便性とかそんなことはこれから作ることであってね、いくら不便なことであっても新しい庁舎ここへ建てるって決めたらその色々な利便性を都市計画でやっていかないかんわけよね。いくら便利やからここへ建てよらっていうことにはならん。ほいで今ある庁舎をどうして発足して、そうやっていくかその分にはどんな新しい庁舎を建てるかっていうのをまた検討していかなんと。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうなると、今ある庁舎の中でまず本庁の位置として当面場所を決め</p>

<p>(山下忠男)</p>	<p>ないかんになってくるんです。その話をすすめて転がしていくと。はい、大西さんどうぞ。</p>
<p>委員 (大西 洋太郎)</p>	<p>庁舎の場合、今の場合ですけどね、別に今の庁舎を使わんでもJAさんみたいな形で本庁を仮設庁舎みたいな形で、どっかあいてる土地へやって、各支所、総合支所方式っていうんですかね、っていうのはまだすり合わせ事項がものすごいあると思うんですよ。ほやさかいに本庁にしてっていうたら大変なことやし、また住民もたちまち、まゝそら職員減らんっていうメリットはあるかもわからんですけども、たちまちそんなに首も切れやんやろし、っていうことでまゝいまJAさんがやってるようなそういう形の中で、3年、5年後には本庁、場所決めて建てるとかそういうことも検討の、ほやかかいに今の持つてる庁舎を特定に使うっていうことだけでもないと思うんですけど。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>はいはい、その意見も。そうですね、そういう意見も当然、当面の問題として、借りていくという場合もあるし、庁舎の建設は先送りにしても位置だけは決めておくと、その間の方式として分庁方式をとって当面進んでいくと、というようなことになりましたが。そこで今日の委員会はいづれの方式にしるある程度原案的な協議の素材を一応決めといて、17日、来月の協議で遠慮をせず、相談結果をいただくか、3つの案でもういっぺん白紙でこういう案出たとどうすりゃちゅうて相談持って帰ってもうてまとめてきていただくか、さっきの最初申しました案であると、ある程度地域か町村決めないと、ある程度こちらでどうですかということを決めて相談せないかんのですけども、まずそれを持っていくにはちょっと時間的にまだって言われるように、服部委員言われるように、ちょっとそこまで決めていくというのもちょっと時間的にまだ余裕がないという面もあると思うんで。ご意見を一応わかっていただいたんやから次の時間まで相談してくるちゅうのも一つの方法でもあるし。はい、どうぞ。</p>
<p>委員(服部一)</p>	<p>・・・方法として3つの中で消去法でそらやっぱりまずいぞと、この5町にとったらまずいぞということで1個消すという方法考えられまっしょな。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>消去法な、はい。そりゃいつのことですか。</p>
<p>委員(服部一)</p>	<p>いやいや、その方式としてね。まず、分庁方式っていうたら、個人的に言うたら分庁方式はとらんしかえーなって気するけどね。</p>

委員長  
(山下忠男)

どうですか、5分ほど休憩するかえ。ちょっと一服しますか、それでもう方針だけどうするか、今日のアレだけ頂いたらけっこうと思うんで、10分間ちょっと休憩させていただきます。はい。

(休憩 午後3時02分)

(再開 午後3時11分)

事務局  
(総務課長  
栗山房大)

あの、冒頭申し上げたんですけども会議録を、実はこの小委員会の会議録を作成する必要がありますので、申し訳ないんですけどもご発言の際には事務局の職員がマイクを持って参りますので、マイクを通してご発言をお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長  
(山下忠男)

それでは再会をいたします。先ほどから多くの議論をいただきましてありがとうございました。いずれにしましても次回の委員会までに何らかの進展をしなければなりませんし、また今日の成果を次につなげななりませんので、この新市の位置に関する問題について再度引き続いて協議をさせていただきます。本庁方式または分庁方式また総合とこういう3つの案を出していただきましたが、議論の皆さんの集約をさせていただきますと、おおむね本庁方式をとるということで皆さんのご意見なるようですが、どうでございますか。それでよろしございますか。それによってそこから派生する道路とか庁舎の事務とか分庁の問題とか、分庁ちゅうんか支所の問題とかそういうものがいずれそういうものが派生して協議を進めないかんことになるんですが、ここでいう19ページこの方式で、これは書いていただいているフローのとおりまずこの方式を決めて、そしてこの既存の庁舎、中の方にあります本庁方式、分庁方式、総合支所方式、その他とこうなるんですが、これこの通りの流れの中で、19ページの流れの中で真ん中にあります本庁方式を採用することを検討するちゅうことに、皆さんの意見そんなようななったと思いますがどうですか、あの大西さんの言われた意見だってそれは別、そういう中で。はいはい、出てくる問題です。

委員  
(大西  
洋太郎)

・・・・、当分の間、落ち着くまでっていうんですかね、今の機能できるだけご理解できるとか統合できるとかと・・・してもらったらいんですけども、各支所の違っていうのあるさかいに残してもらった方がいいん違うかなと。

<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>そうですね。しかし、方式としてはこの本庁方式。中村委員さんの言われるのもそれでいいんですよ。まず、それさえ決めれば、いずれにしたって決めやんなんのやから。まあ一回決めやんなんのやから。はい。ねえ。大体そういうな、まずそれを決めない限り、次の枝葉がそのアクセスできませんし、協議ができませんので方式としては事務局から出していただいた案をこの本庁方式でまず18ページ、19ページの線に沿って本庁方式を採用することについて、再度お持ち帰りいただいて委員会の意向としてご協議をそれぞれしていただいて、じゅう、次の会議までにこの方式にまつわる諸般の準備、その他について流れは事務局で用意いたしますので方針としてはその、よろいございますか。はい。</p>
<p>一同</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>よろしいですか、はい、ほいじゃもうそのように決めさせていただきます。で、本庁方式で一応次回にこれの方式による、次の問題はこういう問題あるとか、こういう点が出てくるということは整備して委員会でかけさせていただくということで、次回までにこの方式に沿うご意向を各町で一つ再度ご検討、協議して、はい。</p>
<p>委員 (根来公士)</p>	<p>復唱さしてほしいんですけども、分庁方式とこの29ページに、の真ん中から下ぐらいに書いておるんですけども、ただしこれらの類型は相対的なものであり、例えば本庁方式を採用しても支所への決裁権の委譲が増えれば自主的に総合支所方式に近くなり、またその逆も考えられます。また分庁方式を採用しても本庁の総合的な政策判断の余地が増えるほど本庁方式に近くなりますと、いうことでありますので、そういう意味で先ほどの決定をしていただいたとおりにやっていただいたらありがたいとそういう風に思います。以上です。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>今のご意見でよろしございますか。はい。ありがとうございました。一応お手元で提案さしていただいた新市の事務所の位置選定に関する方式については以上の通りでございます。後は、その他の項で建設の問題が出ましたがそれはもう含めて、次回、今事務局から説明したとおりこの案については今ここで3つ目の新市の事務所の位置等について本庁方式の検討の中で、次回でこの問題を、方向として当然のことではありますが、取り扱いについては次回でよろしございますか。</p>
<p>一同</p>	<p>はい。</p>

<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>はい、ありがとうございました。用意しましたのはこれでよろしいか、事務局、相談事項、はい、まだあんの。いいですか、はい。この辺で今日は終わりましょうか、委員会は。それじゃ副委員長、ちょっとあの閉会の挨拶してよ。副委員長、ちょっと挨拶してけえよ。ここへ来てよお</p>
<p>事務局 (総務課長 栗山房大)</p>	<p>議長、議長、ちょっと事務局から。連絡事項。連絡っていうよりあの私、冒頭オブザーバーとしてですね、各町の合併担当課長の同席につきまして皆さん方のご了承をいただいたんですけれども、那賀振興局の地域行政課長の同席をあわせてその時ご承認いただく予定だったんですけれども、私の方で漏れてしまいまして申し訳なく思っております。改めて、那賀振興局の地域行政課長の当小委員会への同席のご了承をいただきたくお願い申し上げたいと思います。よろしくお願い致します。それと、次回の小委員会の開催日程なんですけれども、さきほど申し上げましたとおり、5月の17日の月曜日、時間につきましては午後1時30分から開催できればと思っております。そして、場所なんですけれどもこちらのセンターの方月曜日が休館日になりますので、場所の方は桃山町の保健福祉センターの2階のピーチホールにおきまして開催いたしたいなとそのように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。</p>
<p>委員長 (山下忠男)</p>	<p>次回は5月の17日、桃山町で。はい、ありがとうございました。それじゃあもう私が閉会の挨拶をさしていただいて終わります。大変長時間熱心にご討議いただきましてありがとうございました。第1回ということもございまして、多少運営について皆さんにご迷惑かけました、どうぞ一つ次回にはよろしくお願い申し上げまして、閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>